



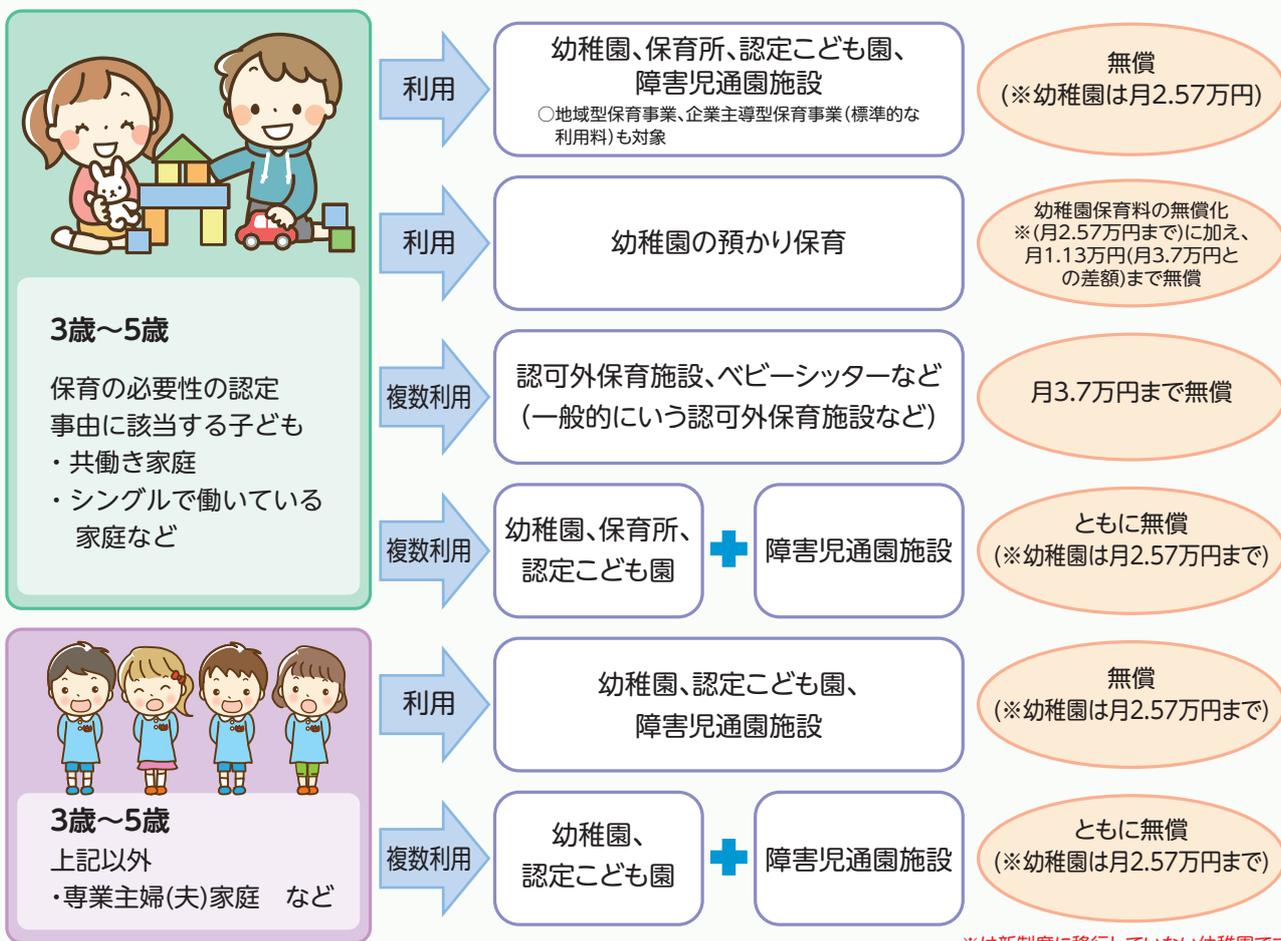
2019年10月より 幼児教育・保育の無償化が始まります

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(2018年6月15日閣議決定)において方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされています。具体的な手続きについては、現在、国が検討を進めているところです。

幼児教育・保育無償化のイメージ

幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料が無償化されます。



※は新制度に移行していない幼稚園です。

- 0歳～2歳児の子ども達の利用料については、住民税非課税世帯を対象に無償化となります。この場合、認可外保育施設等は月4.2万円までが無償となります。
- 幼児教育・保育の無償化の対象は「利用料」となります。給食費等につきましては、別途実費徴収がありますのでご注意ください。

☆利用者の皆様へ☆

無償化に向けての具体的な手続き等については、決定次第、市報やHP等で周知する予定です。

問合せ：福祉推進部こども企画課 TEL:098-893-4488(直通)